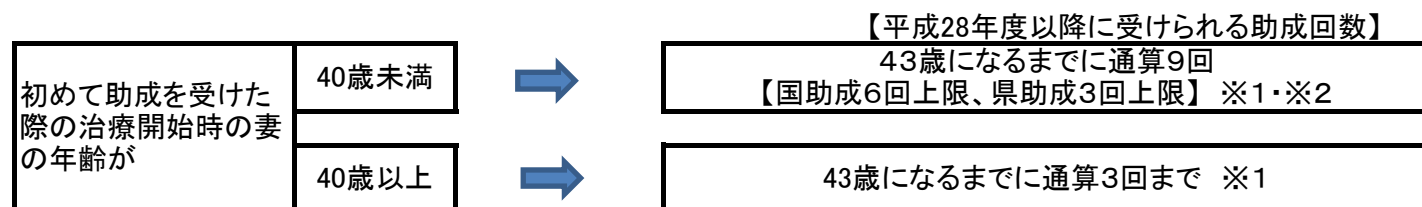


秋田県特定不妊治療費助成事業 通算助成回数早見表

【平成27年度までに助成を受けていた方】

- ・妻の年齢が満43歳以上の方は対象となりません。
- ・平成27年度までに通算5年の助成を受けた場合は対象となりません。



(※1)平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。
 (※2)国助成と県助成はそれぞれ通算します。通算9回以上でも県助成が3回未満の場合は助成が可能です。

◆旧制度の助成内容◆

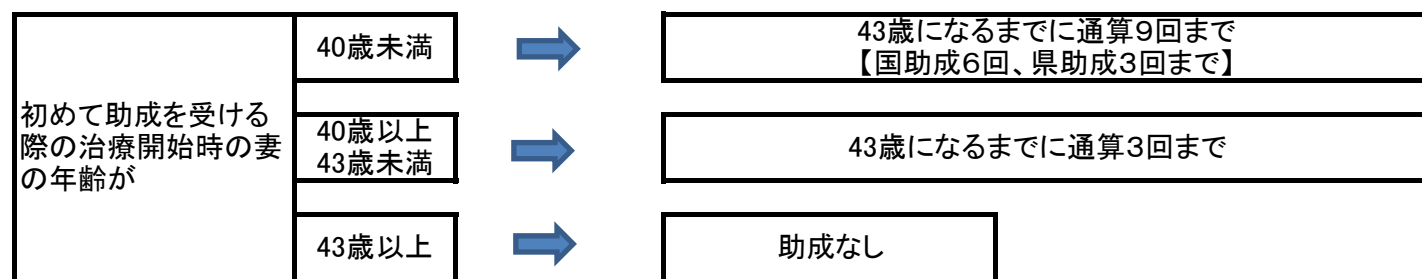
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1回目	国 15万 5万	国 15万 5万	国 15万 5万	国 15万 5万	国 15万 5万
2回目	国 15万 5万	国 15万 5万	国 15万 5万	国 15万 5万	県単 20万
3回目	国 15万 5万	県単 20万	県単 20万	県単 20万	県単 20万

※県単
県単独自の
助成

○初めて助成を受けたのが平成25年度以前の方、平成26年度又は27年度に40歳以上で初めて助成を受けた方
 平成27年度までは旧制度が適用されていました。国助成の回数、県助成の回数は◆旧制度の助成内容◆を参照してください。

○平成26年度又は27年度に40歳未満で初めて助成を受けた方
 新制度が適用されています。国助成6回のおと県助成3回の助成となります。◆新制度の助成内容(40歳未満)◆を参照してください。
 (ただし初回金額を遡って支給することはありません。)

【平成28年度から初めて助成を受ける方】



◆新制度の助成内容(40歳未満)◆

6回						3回		
国	国	国	国	国	国	県単	県単	県単
30万	15万 5万	15万 5万	15万 5万	15万 5万	15万 5万	20万	20万	20万

◆新制度の助成内容(40歳以上43歳未満)◆

3回			
国	国	国	
30万	15万 5万	15万 5万	